

育児休業等代替職員・
任期付短時間勤務職員
登録案内
【埼玉県教育委員会】

埼玉県教育委員会では、県内の県立学校や市町村立学校（さいたま市立学校を除く。）における「育児休業等代替職員」、「任期付短時間勤務職員」の候補者の登録を行っています。

免許資格（栄養士、司書）を有する方

《受付期間》 随 時

《申込方法》 埼玉県電子申請・届出サービス

※免許状等で資格を確認し、採用候補者として登録します。

【お問合せ】

埼玉県教育局教職員採用課採用試験担当

電 話：048 (830) 6795

E-mail：a6790-01@pref.saitama.lg.jp



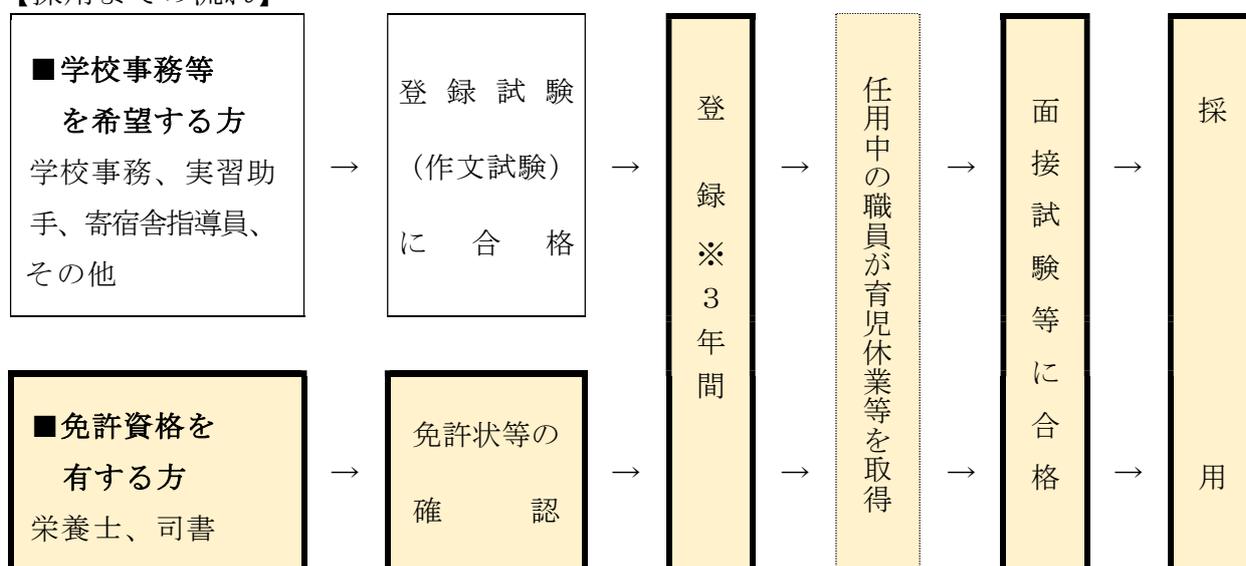
1 育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員について

育児休業等を取得する職員の代替として任期を定めて勤務していただく職員を「**育児休業等代替職員**」、育児短時間勤務を行う職員の代替として勤務していただく職員を「**任期付短時間勤務職員**」といいます。

どちらの職員についても、免許等の確認を経て採用候補者として名簿に登載されたのち、育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員がいた場合に、希望勤務地域等を考慮の上、面接試験等を実施し、合格者を採用します。

そのため、登録されても、**育児休業等又は育児短時間勤務を行う職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。**

【採用までの流れ】



※ 「育児休業等」とは、育児休業や配偶者同行休業といった、法律及び条例に基づき任期付の代替職員を採用することができる制度を指します。

※ 採用された方の任期は職員の育児休業等、育児短時間勤務の期間によりますが、**1回の任期は育児休業等代替職で3年未満、任期付短時間勤務職員で最長1年（職員の育児短時間勤務の状況に応じて更新の場合あり）**となります。

※ 一度登録された方は、取消しを希望されない限り原則として3年間登録は継続されますので、1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の育児休業等を取得する職員がいた場合は、再び勤務していただくこともあります。

※ **免許資格を有する者として登録された方は、面接試験の際に専門的な知識及び能力を確認します。**

2 登録区分・主な職務内容及び勤務予定先

登録区分	主な職務内容等	勤務予定先
学校栄養職員	・学校給食に係る栄養管理、衛生管理等	・ 県立学校 ・ 市町村立学校 又は学校給食センター (さいたま市を除く)
司書	・ 学校図書館運営	・ 県立学校

県立学校：県立の中学校、高等学校又は特別支援学校

市町村立学校：市町村立（さいたま市を除く）の小学校、中学校又は特別支援学校

3 登録資格

登録区分	生年月日等	要件
学校栄養職員	平成15年4月1日以前に出生した者 (令和5年4月1日現在20歳以上)	・ 栄養士の免許を有する方
司書	平成15年4月1日以前に出生した者 (令和5年4月1日現在20歳以上)	・ 司書の資格を有する方 ※「司書教諭」は対象外

※ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は登録できません。
また、平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外) に該当する者も登録できません。

<欠格事項>

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 埼玉県職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職位にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込手続

ア 受付期間 随時

イ 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービス^{※1}に利用者登録の上、電子申請により申込み

※1 右の二次元コードから Web にアクセスしてください。

【URL】

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay.action?tempSeq=51258&accessFrom=

<手順>

- ①埼玉県電子申請・届出サービスにアクセス
- ②必要事項を入力完了後、内容を確認して申込み

申請が完了しましたら「整理番号」と「パスワード」が発行され、メールで通知されます。「整理番号」と「パスワード」は申込結果のダウンロード時に必要ですので必ず控えてください（利用者登録をしていれば、「整理番号」と「パスワード」がなくても照会が可能です。）。

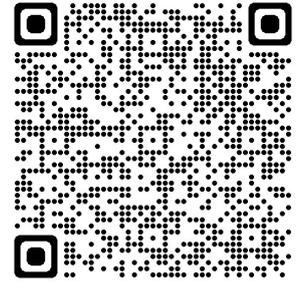
③申込結果のダウンロード

教職員採用課にて入力内容を確認の上、不備のない場合は、埼玉県電子申請・届出サービス上で申込結果を PDF 形式で発行します。御登録いただいた連絡先メールアドレスに申込結果発行通知メールを送りますので、各自、埼玉県電子申請・届出サービスの「申込内容照会」画面から確認してください。なお、ダウンロードには、申込時に通知された「整理番号」と「パスワード」が必要です（利用者登録した方を除く。）。

ウ インターネットによる申込みの準備

インターネットによる申込みを行うにあたり、以下のものが必要となります。

①	連絡先となるメールアドレス
②	申込者本人の顔写真の電子データ（上半身脱帽、正面向き） （ファイル形式は gif、jpeg、jpg、png で縦横比 4 : 3）
③	<u>栄養士・・・栄養士免許状の写真の電子データ</u> <u>司書・・・司書単位取得証明及び大学卒業証明書等の写真の電子データ</u> （ファイル形式は gif、jpeg、jpg、png） ※資格証明書類等の氏名と現在の氏名が異なる場合は、 戸籍抄本等の氏名変更の確認ができる書類をあわせて添付してください。 司書希望の方や、栄養士と司書両方に登録希望の方で、免許状の 画像データが複数ある場合は1つのファイルにまとめ 、添付してください。



5 入力方法

申込フォームには、次のことに注意して、必要事項を入力してください。

- (ア) 登録区分は、登録を希望する区分をチェックしてください。
- (イ) 「学歴」欄には、最終学歴を入力してください。

【入力例】

学部名

(大学の場合) 文学部、(短大、高校の場合) なし 等

学科名

(大学の場合) 史学科、(短大、高校の場合) 普通科 等

- (ウ) 「職歴等」欄の「現在」欄には、現在、正規・アルバイト等を問わず勤務していれば、勤務先など必要事項を、無職であれば、「無職」と入力してください。

「その前」欄には、正規・アルバイト等を問わず、過去の職歴を新しいものから順に入力してください。

「勤務形態」欄には、「正規」「アルバイト(週○日、○時間)」等、勤務の形態を入力してください。

「職務内容」欄には、勤務先における職務の内容を簡潔に入力してください。

- (エ) 「資格免許」欄には、主な資格・免許を入力してください。

6 登録後採用されるまで

免許資格を有する方は申込後、採用候補者名簿に登録されます(登録された旨の連絡をいたします。)。登録者の中から、希望勤務地域等を考慮の上、さらに面接試験等を実施し、合格者が採用されます。

なお、**職員の育児休業等の状況によっては採用されない場合もあります。**

名簿登録有効期間は、名簿登録日から3年間です。ただし、欠格事項に該当するなど、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。

7 採用されてから

【育児休業等代替職員】

(1) 任用期間

職員の育児休業等の取得期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は、概ね6月以上3年未満ですが、採用時に決定することとなります。

(2) 給与

	栄養士	司書
大学卒	約217,000円	約192,000円
短大卒	約195,000円	約180,000円

上記のほかに、条例に基づき支給要件に該当する人には通勤手当、扶養手当、住居手当、退職手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、時間外勤務手当等が支給されます。

(注1) 各人の経歴により、この金額に所定の額が加算されます。

(注2) この初任給は、令和5年4月1日時点におけるもので、採用時までに給与改定があった場合はそれによります。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日の年次休暇及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

(4) その他

育児休業等代替職員としての採用は、埼玉県教育委員会の職員（任期の定めのない）としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。

【任期付短時間勤務職員】

(1) 任用期間

職員の育児短時間勤務を行う期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任期は、最長1年ですが、職員が育児短時間勤務を行う期間に応じて、更新されることもあります。

(2) 給与

任期付短時間勤務職員の給料月額、過去の職務経験などから決定される給料月額（週38時間45分勤務）に、1週間に勤務する時間に応じた割合をかけて算出します。

(例) 栄養士の場合

(例) 栄養士 の場合	週14時間10分勤務	週19時間10分勤務
大学卒	約79,000円	約107,000円
短大卒	約71,000円	約96,000円

上記のほかに、条例に基づき支給要件に該当する人には通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、時間外勤務手当等が支給されます（扶養手当、住居手当、退職手当等は支給されません。）。

(注1) 各人の経歴により、この金額に所定の額が加算されます。

(注2) この初任給は、令和5年4月1日時点におけるもので、採用時までに給与改定があった場合はそれによります。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、職員の育児短時間勤務状況に応じて、週14時間10分から19時間20分の間となります。具体的な勤務曜日や勤務時間については、個別に決定します。

イ 休暇は、勤務形態や1週間当たりの勤務時間等に応じて与えられます。

(例) 週19時間10分勤務 ※1日当たり3時間50分、週5日勤務（土日休み）

年次休暇・・・1年当たり 3時間50分×20日間 付与

(日数は採用日によって異なる)

(4) 民間企業等への従事（兼業）を希望する場合

任期付短時間勤務職員は、勤務に支障がない場合で、教育委員会の許可を得た場合に限り、民間企業等で勤務することができます。

(5) その他

任期付短時間勤務職員としての採用は、埼玉県職員（任期の定めのない）としての採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち

【申込書提出・問合せ先】

埼玉県教育局教職員採用課採用試験担当

電話 048 (830) 6795

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

問合せ受付時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く。）